

伝統的工芸品産業支援補助金

平成31年度予算額 3.6億円（3.6億円）

製造産業局 生活製品課
伝統的工芸品産業室
03-3501-3544

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、232存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・小規模企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業は、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援します。
- なお、本事業は「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき経済産業大臣が指定した工芸品が対象であり、事業の申請に際しては、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります。

成果目標

- 伝統的工芸品の生産額の増減率が、一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

活性化事業

オリジナリティーのある魅力的な商品を開発し、国内外の見本市への出展を通じ、産品とその背景にある文化を発信するなど、伝統的工芸品産業の活性化を目的とした事業を支援します。



【江戸切子（東京都） 展示会出展の様子】



【樺細工（秋田県） 展示会出展の様子】

後継者育成事業（若年層等）

美術大学の学生を対象に、手漉き和紙に関する座学と製造技術等の実習指導を行い、和紙への関心を深めるきっかけを作り、新たな従事者の創出を図る事業を支援します。



【阿波和紙（徳島県） 実習の様子】

